

竹粉碎機 貸し出します！



久留米市

貸し出しについて

貸出対象

市内の竹林及び森林の整備を行う団体

(ボランティア団体、自治会等)

貸出条件

- ・取扱説明書に記載されている禁止事項を守ること。
※貸出期間中のケガに関して、市は一切責任を負いません。
- ・営利目的の利用ではないこと。

貸出費用

無料

※機器のガソリン代、運搬費用等及び過失による故障に係る修理費は、自己負担です。

遵守事項

- ・使用時は、騒音、ごみの散乱等に十分配慮すること。
- ・粉碎機の譲渡、処分又は転貸をしないこと。

貸し出しから利用までの手順

1

農村森林整備課に電話（30-9166）等で仮予約

2

利用希望日の5営業日前までに申請書を提出

3

許可書の受領

4

ふれあい農業公園（草野町吉木33番地）で竹粉碎机等の借用

5

使用后、ふれあい農業公園へ返却および実績報告書等提出

電子申請QRコード



QRコードは(株)デンソーウェーブ
の登録商標です